

後期高齢者医療制度の実施凍結と抜本的な見直しを求める意見書

2008年4月実施予定の後期高齢者医療制度は、その内容が明らかになるにつれ、この制度の実施を凍結して抜本的な見直しを求める声が広がっています。

この制度は、被扶養者を含む75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する、高齢者に限りない負担を強いる内容の制度です。

沖縄県広域連合が試算した平均保険料は年約6万2千円で、高齢者が増えて医療費が上がればさらに保険料が引き上がる仕組みになっています。

現在徴収されている介護保険料とあわせ月1万円以上が徴収されることになり、高齢者からは「これ以上負担できない」など、悲痛の声があがっています。

しかもこの制度は、保険料を滞納すると保険証が取上げられ、高齢者が医療を受けられない事態が生じます。また、75歳以上の高齢者の診療報酬を「包括制」とするため、必要な医療が受けられなくなる差別的な医療が実施される恐れがあり、世界でも例のない制度です。

政府・厚生労働省は、全国各地の地方議会などから次々寄せられる「制度の抜本的な見直し」要請を受けて、制度の一部手直しを行いました。それでは問題の解決になりません。

よって、北谷町議会は、高齢者がいつでも、どこでも安心して医療が受けられるよう、下記の事項を要請します。

記

後期高齢者医療制度の2008年4月実施を凍結し、制度の抜本的な見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月21日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣